

長浜市政「挑戦と創造」の懇話会開催要領

(目的)

第1条 長浜市総合計画をはじめとする市政全般にわたる総合的な計画（以下「総合計画等」という。）に基づく重要な取組について、広く有識者や各分野で活躍する者からの意見聴取を行うため、長浜市政「挑戦と創造」の懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 長浜市総合計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関する事項
- (3) 長浜市定住自立圏共生ビジョンの策定及び推進に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。この場合において、参加者の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 総合計画等に掲げる重要な取組に関連する分野の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に、座長及び副座長を置き、参加者の互選によって定める。

2 座長は、懇話会の進行をつかさどる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(開催期間)

第6条 懇話会の開催期間は、令和5年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。